

「保護預り約款」新旧対照表

平成24年7月9日

( 下線部分変更 )

新	旧
<p>第2条(保護預り証券)</p> <p>1. 当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2. 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所および決済会社が定めるところにより、お預りします。</p> <p>3. この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。</p> <p>第7条(当社への届出事項)</p> <p>1. <u>当社顧客カード上の氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑(法人の場合のみ)</u>等とします。</p>	<p>第2条(保護預り証券)</p> <p>1. 当社は、金融商品取引法(以下、「金商法」)第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款及び「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下、「保振法」といいます。)平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日から廃止されます。以下同じ。)その他の法令又は保振法第5条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の業務規程(「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「決済合理化法」といいます。)施行の日から一般振替機関の監督に関する命令第6条第2項第1号に基づく兼業業務に関する業務規程)および業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2. 当社は、前項による他、お預りした証券が機構の行う振替決済以外の振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところにより、お預りします。</p> <p>3. この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。</p> <p>第7条(当社への届出事項)</p> <p>1. 「口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p>